

オーストラリア向け日本産メロン生果実の輸出に係る植物検疫条件の概要

1 対象植物

メロン (*Cucumis melo*) ※の生果実

※マクワウリ (*C. melo* var. *makuwa*) 及びシロウリ (*C. melo* var. *utilissimus*) を除く

2 主な検疫対象病害虫

セグロウリミバエ、ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ、ミナミキイロアザミウマ及びその他のオーストラリアが検疫上の懸念を有する病害虫（別添参照）

3 主な検疫条件

（１）生産地域

セグロウリミバエ発生地域（沖縄県）以外で栽培が行われること。

（２）登録生産園地での栽培

日本の植物防疫所が登録した生産園地で栽培され、防除暦等を踏まえた病害虫防除及び適切な栽培管理が行われること。

（３）登録選果こん包施設での選果・こん包

- ・ 日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、登録生産園地で生産された生果実の選果・こん包が行われること。
- ・ こん包は、密閉容器若しくは開口部に網（孔の直径が 1.6mm 以下のものに限る。以下同じ。）が張られている容器を用いる、又は、束ねたこん包を網で覆うこと。
- ・ こん包に、①日本産であること、②果実の種類及び品種名、③登録生産園地番号及び④登録選果こん包施設番号の表示が行われること。

（４）輸出検査の実施

植物防疫官又は登録検査機関によるメロン生果実の目視検査を受け、検疫対象病害虫の付着がなく、検疫条件に適合していることが確認された場合、植物防疫官により植物検疫証明書が発給される。

（５）その他

- ① 輸出検査及びオーストラリアでの輸入検査において、セグロウリミバエが発見された場合、原因の特定及び適切な措置が講じられるまでの間、日本からのメロン生果実の輸出は停止される。
- ② 輸出検査において、ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ及びミナミキイロアザミウマが発見された場合、当該荷口の輸出の取り止め又は当該害虫に対して有効な消毒処理を実施する。

別添 オーストラリア向けメロン生果実の検疫対象病害虫リスト

学名	和名
<i>Zeugodacus tau</i>	セグロウリミバエ
<i>Frankliniella intonsa</i>	ヒラズハナアザミウマ
<i>Frankliniella occidentalis</i>	ミカンキイロアザミウマ
<i>Thrips palmi</i>	ミナミキイロアザミウマ
<i>Aphis fabae</i>	マメクロアブラムシ
<i>Bemisia tabaci</i>	タバココナジラミ
<i>Lygus rugulipennis</i>	マキバカスミカメ
<i>Agrotis segetum</i>	カブラヤガ
<i>Athetis stellata</i>	ヒメサビスジヨトウ
<i>Tetranychus kanzawai</i>	カンザワハダニ
<i>Tetranychus piercei</i>	ミヤラナミハダニ
<i>Tetranychus truncatus</i>	イシイナミハダニ
<i>Erwinia tracheiphila</i>	ウリ類青枯病
<i>Pantoea ananatis</i> (Group II strains)	果実内腐敗病
<i>Colletotrichum aenigma</i>	炭疽病
<i>Phytophthora melonis</i>	疫病 ¹
<i>Cucurbit chlorotic yellows virus</i>	ウリ類退緑黄化ウイルス
<i>Crinivirus tomatichlorosis</i>	トマト退緑ウイルス
<i>Tobamovirus viridimaculae</i>	スイカ緑斑モザイクウイルス
<i>Tobamovirus kyuri</i>	キュウリ緑斑モザイクウイルス
<i>Gammacarmovirus melonis</i>	メロンえそ斑点ウイルス
<i>Orthospovirus meloiflavi</i>	メロン黄化えそウイルス
<i>Orthospovirus citrullomaculosi</i>	スイカ灰白色斑紋ウイルス
<i>Nepovirus cucumis</i>	メロン微斑ウイルス

¹ 日本植物病名目録において、メロンに対する *Phytophthora melonis* の記載はないが、本種によるキュウリの病害の名称は疫病となっているため（疫病）とした。